

平成27年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会会議録（会議概要）

日 時：平成27年6月30日（火）17時00分～19時10分

場 所：四街道市役所 5階第1会議室

出席者：委 員 石川久委員、神陽子委員、椎名喜予委員、金子篤正委員、  
奥田弘幸委員、田汲明委員 以上6名

事務局 永易正光次長、黒岩正和主査補、齋藤久光副主査

傍聴人：0人

【会議次第】

開 会

あいさつ

議 題

1 平成26年度 市民参加手続の実施状況の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画の策定	危機管理監 危機管理室
2	四街道市第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定	福祉サービス部 高齢者支援課
3	第4期四街道市障害福祉計画の策定	福祉サービス部 障害者支援課
4	四街道市子ども・子育て支援事業計画の策定	健康こども部 こども保育課
5	四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正	環境経済部 環境政策課
6	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び同条例施行規則の一部改正	環境経済部 環境政策課
7	四街道駅北口広場の再整備計画の策定	都市部道路管理課
8	四街道市立小中学校の通学区域の見直し	教育部学務課
9	四街道市いじめ防止対策推進条例の制定	教育部指導課

2 平成26年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
10	四街道市税条例の一部改正（適用除外）	総務部課税課
11	四街道市都市計画税条例の一部改正（適用除外）	
12	四街道市介護保険条例の一部改正（適用除外）	福祉サービス部 高齢者支援課
13	四街道市手数料条例の一部改正（適用除外）	都市部建築課

3 平成27年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
14	四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	経営企画部 政策推進課
15	四街道市使用料条例の一部を改正する条例の制定（適用除外）	経営企画部 財政課
16	四街道市手数料条例等の一部を改正する条例の制定（適用除外）	経営企画部 財政課
17	四街道市税条例の一部改正（適用除外）	総務部課税課
18	四街道市税条例の一部改正（適用除外）	総務部収税課
19	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定（適用除外）	健康こども部 こども保育課
20	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 こども保育課
21	四街道市国民健康保険税条例の一部改正（適用除外）	健康こども部 国保年金課

4 その他

報告事項

平成26年度 市民提案手続の実施状況について

## 【開会】

事務局（永易次長）

定刻になりましたので、ただ今から、平成27年度第1回 四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。会に先立ちまして、経営企画部長の藤森より挨拶をいたします。

藤森経営企画部長

皆さま、こんばんは。今年4月より経営企画部長の職に就きました藤森でございます。どうぞよろしくお願いたします。本日はご多忙の中、市民参加推進評価委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまもご存知のように、本委員会は、市民参加条例の運用状況に関することや、市民参加手続きの対象に関する事などについて、ご審議いただく場として、平成19年度に設置されました。

条例が運用されてから、8年が経過して、多くの職員が計画や条例をつくる際には、一定の市民参加手続きを踏まなければならないことを認識しているところですが、「行政手続条例に規定する審査基準等の制定、改廃」などは、市民参加手続の実施について検討が漏れているケースもあるようです。今後、我々としても更なる周知徹底が必要と考えております。

また、各手続の実施状況をみますと、市民生活への影響などの度合いによるかもしれませんが、市民の関わり方にもばらつきがあり、市として、市民への分かりやすい情報提供などを絶えず検討していかなければならないものと認識しております。

委員の皆様には、本市の市民参加の充実に向け、これまでと同様に、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局（永易次長）

名乗るのが遅くなりましたが、私、シティセールス推進課長の永易でございます。4月から、シティセールス推進課が新設されまして、前政策推進課長である阿部の後任として、市民参加条例の運用を担うことになりました。どうぞ、よろしくお願申し上げます。従前の政策推進課の市民活動推進室の仕事をシティセールス推進課の「みんなで地域づくり推進グループ」にて担うことになり、森田の後任である黒岩と、前年度から引き続いて斉藤の2名が担当者となっております。よろしくお願申し上げます。

それでは会議の方を進めさせていただきます。本日は6名の委員にご出席をいただいております、四街道市市民参加条例施行規則第10条第2項の規定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

また、当委員会の議長につきましては、市民参加条例施行規則第10条第1項により、委員長が議長となる旨、規定されておりますので、石川委員長に議長をお願いいたします。石川委員長のごあいさつの後、議事進行をお願いいたします。

石川委員長

4月から新しい担当で本事業を進めていただくということでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、本年度も慎重かつ効率的な審議を重ねまして、十分に役割を果たしていきたくと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは会議録の発言者明記についてお諮りいたします。会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本委員会においても明記する取扱いとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

続きまして、傍聴希望者の確認をします。事務局いかがですか。

事務局（永易次長）

希望者はいらっしゃいません。

申しわけありませんが、ここで部長は退席させていただきます。

石川委員長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議事は、市長の諮問を受けて、「平成26年度 市民参加手続の実施状況の評価」、「平成26年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価」、「平成27年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価」について審議を行うこととなります。

それでは、最初に議題1、「平成26年度 市民参加手続の実施状況の評価」について、1件ずつ審議したいと思いますので、最初の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局（黒岩）

平成26年度実施状況の評価の件数は9件です。

それぞれ実施予定については、昨年度までに審査が完了していますが、今回は、実施した内容を審査いただきます。

別冊1ページ、資料No.1-1をご覧ください。「避難行動要支援者避難支援全体計画の策定」でございます。

本件については、26年10月7日に実施予定を審査いただいています。

本計画は、平成25年8月に国から通知された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針及び四街道市地域防災計画に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するために策定したものです。

実施対象とした根拠は、第6条第4項です。

実施した手続は、第7条第1項第1号の意見提出手続と4号の市民会議手続です。

別冊2ページ、資料No.1-2をご覧ください。市民会議手続の実施状況シートです。

市民会議手続として、市民委員7名により「四街道市避難行動要支援者 避難支援計画検討市民会議」を設置し、26年9月6日に会議を開催し、その結果を27年1月30日に公表しています。

3ページに会議メンバーの募集についての市政だより、4ページにホームページ掲載内容を添付しています。

5ページには、実施結果の公告、7から10ページには、市民会議における意見の概要と市の考え方の公表資料、11ページにはホームページでの公表内容を添付しています。

別冊の3ページ、資料No.1-3をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートです。

意見提出手続の周知として、26年10月30日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26年11月4日から12月4日まで、31日間行い、1人から4件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方を27年1月30日に公表しています。

14から16ページに実施公告の写し、17から21ページに意見提出手続にかけた計画素案、23ページに市政だより、24から25ページにホームページ掲載内容、26ページには実施結果の公告、27から28ページには、提出された意見の概要と市の考え方の公表資料、29から30ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「避難行動要支援者避難支援全体計画」について説明いたしました。よろしく願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。確認をさせていただきますが、資料No. 1 - 3 をみますと公告の番号、その他の周知方法におけるホームページへの掲載日など当初、配布した資料から修正した箇所を網掛けで表示しているということですね。

金子委員

検討市民会議とは、パブリックコメントの前に実施する審議会とは異なる組織のことですね。

事務局（黒岩）

市政だよりでこういう会議があるので参加しませんかと周知を図り、参加された方たちで構成される会議です。

田汲委員

要支援者を支援する団体等を家族が指定することになっていますが、順調に進んでいるのでしょうか。

事務局（黒岩）

そこまでは確認しておりません。

石川委員長

この計画を策定するうえで意見を聴く審議会はあるのでしょうか。

事務局（黒岩）

ございません。

石川委員長

手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

それでは、委員会としては、適切であるといたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊の４ページ、資料№. 2－1をご覧ください。「第６期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定」でございます。

本件については、２６年３月２６日に実施予定を審査いただいています。

本計画は、介護保険法及び社会福祉法に定められた市町村高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を策定するものです。

実施対象とした根拠は、第６条第１項第１号です。

実施した手続は、第７条第１項第１号の意見提出手続、３号の審議会等手続、その他の方法として、アンケート調査及び意見交換会を実施いたしました。

別冊５ページ、資料№. 2－2をご覧ください。こちらはその他の方法として実施した市民意識調査の実施状況シートです。

要支援・要介護認定者調査については、市内に住所のある要支援・要介護認定者千名に対して郵送方式により実施し、６５１件の回収がありました。また、日常生活圏域ニーズ調査は、市内に住所のある要支援・要介護認定者及び市内に住所のある６５歳以上の方２５００名に対して郵送方式により実施し、１８５８件の回収がありました。

調査期間は両アンケートともに２６年５月３０日から６月１６日となっております。その結果につきまして、２７年４月７日にホームページに掲載し公表いたしました。

３３と３４ページにアンケート調査の表紙、３５ページに調査概要、３６ページにホームページ掲載内容を添付しています。

別冊６ページ、資料№. 2－3をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員が３名含まれる「四街道市保健福祉審議会」が２６年５月１２日と２７年２月１６日に開催され、２６年５月１２日に諮問、計画案について審議を重ね、２７年２月１６日付けで答申を受け、２７年２月１９日に結果を公表しています。

３８ページに実施結果の公告、３９と４０ページに、諮問書と答申書、４１ページにホームページ掲載内容を添付しています。

別冊７ページ、資料№. 2－4をご覧ください。その他の方法として実施した意見交換会の実施状況シートです。

意見交換会は、市内の介護サービス事業者と認知症家族団体を対象として、２６年６月２４日と３０日に開催しました。

４３ページに開催依頼文、４９から５２ページに意見交換会で出された意見の概要等を添付しています。

別冊８ページ、資料№. 2－5をご覧ください。意見提出手続の実施状況シート

です。

意見提出手続の周知として、26年12月19日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26年12月22日から27年1月20日まで30日間行い、1人から10件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方を27年2月16日に公表しています。

55から56ページに実施公告、57から74ページに意見提出手続にかけた計画素案、75ページに市政だよりの写し、77から78ページにホームページ掲載内容、79ページに実施結果の公告、80ページには、提出された意見の概要と市の考え方の公表資料、81から83ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定」について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

金子委員

確認ですが、審議会ですら審議されて、原案が出来た段階で意見交換会を開催しているわけですね。

事務局（黒岩）

審議会と団体等との意見交換会は並行して開催しております。

石川委員長

パブリックコメントは成案ができて行うのが通常ですが、今回、審議会がパブリックコメント実施後に開催されており、その会議ではどのような話し合いが行われたのでしょうか。

事務局（黒岩）

このようなケースの場合は、だいたい報告で終わっているものと思います。パブリックコメントで市はこのような考え方を示しましたという報告を丁寧に行っているものです。

石川委員長

手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。



(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるといたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊 9 ページ、資料 No. 3 - 1 をご覧ください。「第 4 期四街道市障害福祉計画の策定」でございます。

本件については、26 年 3 月 26 日に実施予定を審査いただいています。

本計画は、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みなどを定めたものです。

実施対象とした根拠は、第 6 条第 1 項第 1 号です。

実施した手続は、第 7 条第 1 項第 1 号の意見提出手続、3 号の審議会等手続、第 5 号その他の方法として、利害関係者等との意見交換等を行っています。

別冊 10 ページ、資料 No. 3 - 2 をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員が 3 名含まれる「四街道市保健福祉審議会」が 26 年 5 月 12 日と 27 年 2 月 16 日に開催され、26 年 5 月 12 日に諮問、計画案について審議を重ね、27 年 2 月 16 日付けで答申を受け、27 年 2 月 19 日に結果を公表しています。

86 ページに実施結果の公告、87 と 88 ページに、諮問書と答申書、89 ページにホームページ掲載内容を添付しています。

別冊 11 ページ、資料 No. 3 - 3 をご覧ください。こちらはその他の方法として実施しました障害者自立支援協議会における意見聴取の実施状況シートです。

26 年 8 月 26 日と 27 年 1 月 27 日に開催され、議論された内容は、保健福祉審議会において報告されました。92 と 93 ページに会議次第を添付しています。

別冊 12 ページ、資料 No. 3 - 4 をご覧ください。こちらはその他の方法として実施しました障害者関係団体との意見交換会です。

26 年 8 月 31 日から 9 月 2 日の 3 日間開催され、議論された内容は、保健福祉審議会の障害者部会において報告されました。94 ページに開催依頼文を添付しています。

別冊 13 ページ、資料 No. 3 - 5 をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートです。

意見提出手続の周知として、26 年 12 月 22 日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26 年 12 月 22 日から 27 年 1 月 20 日まで、30 日間行

い、1人から3件の意見提出がありました。意見の概要と意見に対する市の考え方を27年2月16日に公表しています。

97から98ページに実施公告の写し、99から112ページに意見提出手続きにかけた計画素案、113ページに市政だより、115から116ページにホームページに掲載したお知らせ、117ページには実施結果の公告、118ページには、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方の公表資料、119から120ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「第4期四街道市障害福祉計画の策定」について説明いたしました。よろしく願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

神委員

資料No.3-4で意見交換会が開催されたということですが、議事録が添付されていません。先ほどの高齢者の計画では団体がどのようなことを求めているかが分かる詳細な資料が添付されていたことから、議事録がないということは一方的な説明会のような形態であったということでしょうか。

事務局（永易次長）

資料の収集が足らず、申しわけありません。自立支援協議会については、医療関係者や障害者支援団体から構成される組織で、実際に見守りなどを行っている団体ですので、当然、ただ説明するだけではありません。必ず団体からの意見は聴取しているはずですので、私どもが資料を収集しきれなかったということです。

神委員

高齢者の計画のように意見交換は行われたけど、計画に反映するような意見ではなかったということでしょうか。

事務局（永易次長）

恐らく反映させるような意見もあったのではないかと思います。

神委員

意義のある意見交換が行われたということは確実なわけですね。

事務局（黒岩）

私も昨年度までは、本自立支援協議会の就労部会に属していましたが、市内における障害者の雇用を創出するために活発な議論がなされておりました。そして、部会において議論された内容は保健福祉審議会に報告をしておりました。ただ、その意見をどこまで計画に反映できたかというのをうまく収集整理できていないところがあるかと思いますが、実態としては計画に反映されている意見も多々あるのではないかと思います。

石川委員長

提出されたシートに基づく「反映させる意見はなかった」ということですが、恐らく会議のなかでは様々な意見が出されて、計画に反映したのではないかと思われるので、それが分かる資料を提出いただきたいのとシートの表現を修正いただくかを検討いただければと思います。

手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるいたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊14ページ、資料No.4-1をご覧ください。「子ども・子育て支援事業計画の策定」でございます。

本件については、25年3月19日に実施予定を審査いただいております。

本計画は、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の業務の円滑な実施について定めたものです。なお、本計画は、過去策定したこどもプランの後継計画となるものです。

実施対象とした根拠は、第6条第1項第1号です。

実施した市民参加手続は、第7条第1項第1号の意見提出手続、3号の審議会等手続、その他の方法として、アンケート調査を実施しました。

別冊の15ページ、資料No.4-2をご覧ください。こちらはその他の方法として実施しました子育て支援に関するアンケート調査の実施状況シートです。

市内に居住する就学前児童を持つ保護者、小学生を持つ保護者を対象とし、それぞれ千人ずつ計2千人を住民基本台帳から無作為に抽出して実施し、就学前児童を持つ保護者 635人（63.5%）、小学生を持つ保護者591人（59.1%）から回答がありました。

調査期間は両アンケートともに25年11月29日から12月13日となっ

ております。その結果につきまして、27年4月1日にホームページに掲載し公表いたしました。

123と124ページにアンケート調査の表紙、125から126ページに調査概要、127ページにホームページ掲載内容を添付しています。

別冊16ページ、資料No.4-3をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員が3名含まれる「四街道市保健福祉審議会」が平成26年2月4日から平成27年2月16日までの間に開催され、26年2月4日に諮問、計画案について審議を重ね、27年2月16日付けで答申を受け、27年2月19日に結果を公表しています。

130ページに実施結果の公告の写し、131と132ページに、諮問書と答申書を添付しています。

別冊17ページ、資料No.4-4をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートです。

意見提出手続の周知として、26年12月19日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26年12月22日から27年1月20日まで30日間行い、1人から4件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方を27年2月16日に公表しています。

135から136ページに実施公告、137から152ページに意見提出手続にかけた計画案、153ページに市政だより、154から155ページにホームページに掲載したお知らせ、156ページには実施結果の公告、157から158ページには、提出された意見の概要と市の考え方の公表資料、159から160ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「子ども・子育て支援事業計画の策定」について説明いたしました。よろしく願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

金子委員

確認ですが、アンケートの結果をもとに審議会で議論を行い成案を作成したということですね。

事務局（黒岩）

そのとおりです。

石川委員長

先ほどと同様に、パブリックコメント実施後に審議会を開催していますね。

事務局（黒岩）

最初に申しあげておけば良かったのですが、子どもと障害者と高齢者の計画は、同じ審議会で、同一日に諮問を行い、答申を受けていて、先ほどお話したように、パブリックコメント実施後にその結果についてはこうでしたよということで、最終的な報告をしたということでございます。

石川委員長

答申そのものを2月16日に行っておりまして、答申したものについては、逆に前もって市長部局で詰めておいて、それを審議会が了承したという形式を取っているわけですね。

事務局（黒岩）

このような説明が適切かは分かりませんが、福祉関係の計画を策定するにあたっては、市が概ね整った計画素案を提示するのではなく、議論を交わして作り上げていくため、答申を出す際には、審議会と事務局が相互理解のもと素案が整い、特に審議会では意見はないということになっています。

石川委員長

それは分かりますが、要するに審議会が答申したものを市長が追認するかたちで審議会への諮問事項の議論が終了します。パブリックコメントというのは手続き的に、こういう案を作りましたがいかがでしょうかということをも市民に直接問うという性格のもので、その前後関係の整理ですよ。パブリックコメントを実施する前に取扱いを明確にしておかないと、四街道市では、審議会にかけてからパブリックコメントを行い市長が決裁するというパターンと、審議会終了後パブリックコメントを行ったうえで、改めて審議会でも議論して整えた答申内容を市長が追認するという2つのパターンがあると思います。ですから事前にはっきりと分かっていたら、この案件についてはどちらの方式を取るのかということをも事前に市民の皆さんに明らかにすれば問題はないと思いますが、パブリックコメントの条例上の位置ははっきりすべきだと思います。

事務局（永易次長）

福祉のほうですが、パブリックコメントを実施して出た意見に対して、担当の意見は、パブリックコメントに対してこのような考え方をしていますというのを

審議会に報告で終わる場合と、意見を求めて市としてはパブリックコメントの意見をこのように取扱いたいということを確認するケースもございます。委員長が仰っていたように私どもとしては、計画や施策などについて諮問して意見を求める場合など、色々なケースがありますので、原則的にはこのような取扱いというようなガイドラインが示せれば一番良いと思いますが、そこまで出せるかどうか踏まえまして事務局の方としては精査してみたいと思います。

石川委員長

よろしく申し上げます。それでは「子ども・子育て支援事業計画の策定」の手續としては、適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるといいたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊の18ページ、資料No.5-1をご覧ください。「墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部改正」でございます。

本件については、26年10月7日に実施予定を審査いただいています。

本条例等の改正内容としては、墓地の永続性確保の観点から公益法人を墓地及び納骨堂の経営主体から除外したことが主なものです。

実施対象とした根拠は、第6条第1項第3号及び6号です。

実施した市民参加手續は、第7条第1項第1号の意見提出手續、3号の審議会等手續を実施しました。

162ページ、資料No.5-2をご覧ください。意見提出手續の実施状況シートです。

意見提出手續の周知として、26年8月15日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26年8月18日から9月17日まで31日間行い、2人から28件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方を26年12月26日に公表しています。

163ページに実施公告、165から167ページに意見提出手續にかけた条例等の案、168ページに市政だより、169から170ページにホームページに掲載したお知らせ、171ページには実施結果の公告、173から177ページには、提出された意見の概要と市の考え方の公表資料、179から180ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

181 ページ、資料No.5-3をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員が3名含まれる「四街道市環境審議会」が26年10月1日と27年1月21日に開催され、26年10月1日から審議を重ね、27年3月12日に結果を公表しています。

183から184ページに実施結果の公告、185ページに会議次第、187ページに審議会としての意見がなかった旨を示したホームページ掲載内容を添付しています。

以上、「墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部改正」について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

事務局（黒岩）

こちらですが、やはりパブリックコメントを先に行って、そのあと審議会ということで、通常と逆の手続きになっていまして、担当課に確認をしましたが、次の審議案件にも絡むことなのですが、環境審議会から条例等を見直す前に先にパブリックコメントを実施し、そのうえで審議会として議論したいという意見があったようです。これについても今後統一した実施方法を私どもで整理しまして、今後、各手続を実施する担当課に対し、実施される前にどのように手続きを行うかの確認を取らせてもらえればと思っています。

奥田委員

28件も意見がありますが業者からの意見でしょうか。

事務局（黒岩）

内容を拝見しますと住民サイドからの意見が多いのではないかと思います。墓地から住宅までの距離をもっと離れたほうが良いなどの意見もあります。

奥田委員

今、黒岩さんの説明ではパブリックコメントを先に実施したということですが、何か意図があつてのことでしょうか。

事務局（黒岩）

担当課の話では、審議会で結論を出したことが、パブリックコメントで大幅に変わってしまうと困ってしまうねという意見もあったようです。審議会からの意見を踏まえて、このような手続きの順番となったようです。

椎名委員

もう少し前段で市民の意見を広く聴いた上で審議会に入っていけば良かったのでしょうか、多分、その部分をパブリックコメントで補おうとしたために、このような順番になってしまったのかなと感じました。

事務局（永易次長）

今言われたように意見交換会のような別の手続きを行って、審議会の答申を経て、最終案としてのパブリックコメントを実施するほうが正解なのではないかと思います。私どもの周知の仕方が悪いところもありますが、担当によってはパブリックコメントというものを素案の段階で一回行って、最終案でもう一回パブリックコメントを実施するというようなこともあり、勘違いしていることもあるかもしれません。この辺は先ほどの件と同様ですので手順等を今後の課題として整理できればと思っています。

審議会からのご意見というのは、パブリックコメントを実施して意見が変わるというのは本来的にはないものと思います。パブリックコメントは恐らく制度的なことを考えれば説明責任といえますか、審議会の専門家のご意見を踏まえ市としての考え方を整えたうえで、これだけの案を示したということであれば、パブリックコメントで出された意見に対してはしっかりと説明できるというのが原則だと思いますが、その辺の周知がまだ十分ではなくて、担当課のほうの説明も不足していて、審議会を重視するあまりそのような取扱いをしたと思います。市の案をまとめる段階では別の手続き、先ほど言いました意見交換で実施するのか、市民会議で行うのか、全く別にワークショップみたいな方法で行うのか、このような手続きを踏まえたうえで審議会を行うのが正解ではないかと思います。

椎名委員

是非、そのような整理をしていければと思います。

石川委員長

順番ですとか、条例の手続きは全部共通していますので、一件ごとに意見を述べるのではなくて全体として条例上のパブリックコメントの位置、やり方、順番の問題、このようなことを総合的に確認して担当課にも周知を図っていただきたい



いという意見を最後にまとめて提示したいと思いますので、皆さまご了解いただけますでしょうか。

金子委員

確認ですが、公益法人を経営主体から除外するということと、墓地の施設基準の見直しと2つが主な改正内容ですね。参考までに公益法人とはどのような団体をいうのでしょうか。

石川委員長

実は私は千葉県の公益認定等審議会の会長をしまして、以前、民法の34条でつくっていた法人の全面見直しがありまして、一般法人と公益認定を受けた法人、つまり公共性のもっとも高い法人であると審議会が認めれば知事が認定するという仕組みになっています。墓地経営をするのは地方公共団体か公益認定法人、宗教法人の3つのいずれかしかありません。ただし、四街道市は公益法人を除外したということです。

金子委員

市内には、具体的にどのような公益法人があるのでしょうか。

神委員

公益法人に認定されていれば県から情報を得られることと思います。四街道市に本拠を置いている公益法人は調べれば分かると思います。ただ、何かしらの問題があったから所定の手続きを経て除外しているわけですよ。

石川委員長

多分、その公益法人の方は、そもそも墓地経営というのは三者ができることになっています。法律がそのようになっているのに、条例で除外することは何事だという主張があるかもしれません。どうでしょうか。そのような論議でしたか。

事務局（永易次長）

意見としてはあるかもしれません。

神委員

説明さえできれば。法律と違うことを条例で定めるということも明確な理由があれば大丈夫です。

石川委員長

手続きとしては適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるといたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊の 21 ページ、資料 No. 6-1 をご覧ください。「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例等の一部改正」でございます。

本件については、26 年 10 月 7 日に実施予定を審査いただいています。

本条例等の改正内容としては、許可の基準に改良土を使用するものでないことを条件に加えるとともに、搬入される土砂等の検査体制の見直しが主なものです。実施対象とした根拠は、第 6 条第 1 項第 3 号及び 6 号です。

実施した市民参加手続は、第 7 条第 1 項第 1 号の意見提出手続、3 号の審議会等手続を実施しました。

別冊 22 ページ、資料 No. 6-2 をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートです。

意見提出手続の周知として、26 年 8 月 15 日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26 年 8 月 18 日から 9 月 17 日まで 31 日間行い、19 人と 3 団体から 64 件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方を 26 年 12 月 26 日に公表しています。

191 ページに実施公告、193 から 194 ページに意見提出手続にかけた条例等の案、195 ページに市政だより、197 から 198 ページにホームページに掲載したお知らせ、199 から 200 ページには実施結果の公告、201 から 205 ページには、提出された意見の概要と市の考え方などの公表資料、206 から 207 ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

別冊 23 ページ、資料 No. 6-3 をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員が 3 名含まれる「四街道市環境審議会」が 26 年 10 月 1 日と 27 年 1 月 21 日に開催され、26 年 10 月 1 日から審議を重ね、27 年 3 月 12 日に結果を公表しています。

209 から 210 ページに実施結果の公告、211 ページに会議次第、212 ページに審議会の意見と市の考え方を示したホームページ掲載内容を添付して

います。

以上、「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例等の一部改正」について説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願ひします。

金子委員

こちらについても先ほどの墓地と同じようにパブリックコメント実施後に審議会を開催したわけですね。こちらにも意見が多いですが何か問題になっているのでしょうか。

事務局（黒岩）

同じ審議会と同じ日に審議が行われています。

金子委員

パブリックコメントと意見提出手続との表記があり整合が図れていないようですが。

事務局（黒岩）

内容としては同じ手続きです。

石川委員長

手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

それでは、委員会としては、適切であるといたします。

次の案件についてご説明お願ひいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊の24ページ、資料No.7-1をご覧ください。「四街道北口広場の再整備計画の策定」でございます。

本件については、26年3月26日に実施予定を審査いただいています。

本計画は、四街道市の玄関口として相応しい四街道駅北口広場の再整備を行い、安全かつ円滑な利用を図るため、四街道駅北口広場の再整備を内容とするものです。

実施対象とした根拠は、第6条第4項です。

実施した手続としては、第7条第1項第1号の意見提出手続、3号の審議会等手続を行っています。

別冊25ページ、資料No.7-2をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員3名が含まれる「四街道駅北口広場管理運営協議会」が23年11月10日から平成26年8月19日までの間に計7回開催され、23年11月10日から計画案について審議を重ね、26年9月19日付けで答申を受け、26年12月26日に結果を公表しています。

216ページに実施結果の公告、217ページ答申書、218ページから220ページに協議会の意見と市の考え方の公表資料を添付しています。

別冊26ページ、資料No.7-3をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートです。

意見提出手続の周知として、27年1月15日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、27年1月15日から2月16日まで、33日間行い、3人から12件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方を27年3月17日に公表しています。

222ページに実施公告、223から224ページに意見提出手続にかけた計画案、225ページに市政だより、226から227ページにホームページに掲載したお知らせ、228ページには実施結果の公告、229から231ページには、提出された意見の概要と市の考え方の公表資料の写し、232から233ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「四街道駅北口広場の再整備計画の策定」について説明いたしました。よろしく願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

金子委員

こちらも前2件のようにパブリックコメントであるため審議会の実施前に市民の意見を聴いているわけですね。

事務局（黒岩）

こちらは審議会の答申を26年8月19日にいただいたうえで、年明けにパブリックコメントを実施していますので、正規の手順になっています。

石川委員長

条例上はパブリックコメントという言葉はなく、市の計画案等について市民の意見を聴く手続きを意見提出手続としています。

田汲委員

四街道市は市民意見を聴く順序が、審議会の前か後になるということで用語を使い分けているのですか。

事務局（黒岩）

それはなく、パブリックコメントと意見提出手続は同様の内容ですが、担当課によって、どちらかの用語を使っています。

神委員

政策を作る段階で関係者から意見を聴くというのはすごく先進的な取組みで他の市も参考にできますので、先ほど委員長が言われたきちんとした手続き、それにかちっとはめるのではなくて、その前の意見聴取手続きのモデル案として出したらいかがでしょうか。明確にするほうが市民には分かりやすいと思うし、ウリにもなりますので。

事務局（永易次長）

今、ご発言のあった部分については、ヒアリングやあえて使い分けるなら意見募集といったものを5号のその他手続きの中で色々な方法が考えられるので、これというふうに指定しないで、意見をたくさん求める方法をたくさん行ってくださいということで、その他の手続きとして一括りにさせていただいています。ですから意見提出というと、いわゆるパブリックコメントとの誤解が出る可能性もありますので、あえて言うのであれば意見募集やヒアリングなどの表現が良いのではないかと思います。

神委員

用語の統一と定義を明確にすれば十分だと思いますので、こうあるべきとかっちはめてしまうと、せつかくのその他がいきないと今お話しを聞いて思いましたので、是非、用語の統一と定義をしっかりと行くと、外に向けての発信面でもよろしいかと思います。全体としての意見にお含めいただければと思います。

委員長

条例の中には、市民参加手続の方法ということが書かれてありまして、意見提出手続ということで、定義は「市民等が、市の機関の求めに応じ、前条第1項各号に掲げる行政活動に係る計画、条例及び制度の案に対する意見を市の機関に提出し、市の機関がその意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう」ということですので、これは最終的な案に対する意見を提出する手続を指しております。

田汲委員

パブリックコメントは必ず実施しなければならないですかね。

石川委員長

例えば条例を制定する場合には、パブリックコメントと審議会の意見を聴かなければならないとか、いくつ以上手続を行わなければならないというのが市民参加条例で決まっています。

事務局（黒岩）

パブリックコメントは必須で、審議会等手続か市民会議手続はどちらかを実施しなければならないというルールになっています。

椎名委員

審議会等に入る前に広く意見を聴くというのが、パブリックコメントとして実施されているという誤解があるのでその辺を整理してもらえれば良いことと思います。

石川委員長

その他の方法もあるわけですから、色々と整理していただければと思います。

奥田委員

建設工事に係るものというのは、予算が計上されたうえで審議会に諮るのですか。それとも、予算が計上されていないなかプラン上で議論し、後で予算を計上するのでしょうか。

事務局（黒岩）

市が施設等を建設するにあたっては、市の基本計画等で一定の建設費用の概算費用を見積もっておりますが、実際の工事費は審議会等の意見を聴取したうえで基本設計を整え、その後に実施計画を策定し、実際の工事費を算出し、予算計上することになります。

奥田委員

金額はどうか、市民にこのような計画でどうですかとお示したうえで、市民の要望として、ここにエレベーターを設置してもらいなどの意見が出たとき、それはできませんとかどのようなやりとりをするのでしょうか。

事務局（黒岩）

こちらの事業は、元々、市民参加手続の対象ではない中で、やはり駅前ということで多くの方たちが利用するというので、4項の規定に基づき市民参加手続の対象としたわけです。今、お話のあったようなエレベーターの件については、全体的なコストの問題やエレベーターを降りた場所の安全性を加味したうえで、市としてもこのような案だと意見をうかがっていますので、そのような中でもそれを覆すだけの案があれば、事務局としても検討し採用することもあり得ます。一概に意見が出て採用しないということではありません。

事務局（永易次長）

予算との関係でいきますと、予算が決まってからということでは手続上間に合いません。予算がその年度の中で執行できるよう予算組みを行いますので、このような場合ですと、概ね概算でこれくらいになりますというような判断をしますが、意見を聴いて、最終的にパブリックコメントを実施して、これでいいよということになってから、その予算に落としていくという段取りになります。当然、市の予算だけではできないものもありますので、国等への補助金を要望することもありますので、実際、このような手続を行ったから、翌年度直ぐ予算化してできるかということについては絶対的に確定することはできません。

田汲委員

この図案で駅前の再整備は固まったのですか。

事務局（永易次長）

これはパブリックコメントを実施した時点の資料であって、まだ、確実に固まったものではないと思います。審議会からの答申は受けていますが、実際、その後、議会のほうにもお諮りしなければなりません。

石川委員長

手続きとしては適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるといたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊 27 ページ、資料 No. 8-1 をご覧ください。「四街道市立小中学校の通学区域の見直し」でございます。

本件については、25 年 11 月 13 日に実施予定を審査いただいています。

本内容は、四街道市立南小学校の児童数増加に対する通学区域の見直しを行うものです。

実施対象とした根拠は、第 6 条第 1 項第 5 号です。

実施した手続としては、第 7 条第 1 項第 1 号の意見提出手続、3 号の審議会等手続を行っています。

別冊 28 ページ、資料 No. 8-2 をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員 3 名が含まれる「四街道市立小中学校学区審議会」が平成 26 年 1 月 30 日から 8 月 7 日までの間に計 4 回開催され、26 年 1 月 30 日に諮問、通学区域の見直しについて審議を重ね、8 月 7 日付けで答申を受け、10 月 31 日に結果を公表しています。

236 ページに実施結果の公告、237 から 242 ページに、諮問書、答申書、243 から 244 ページに審議会の答申意見を踏まえた市の考え方の公表資料、245 ページにホームページ掲載内容を添付しています。

別冊 29 ページ、資料 No. 8-3 をご覧ください。意見提出手続の実施状況シートです。

意見提出手続の周知として、26 年 9 月 1 日に公告をし、市政だより、ホームページにもお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26 年 9 月 1 日から 10 月 1 日まで、31 日間行い、3 人から 4 件の意見提出がありました。意見の概要と意見に対する教育委員会の考え方を 26 年 10 月 31 日に公表しています。

248 ページから 250 ページに実施公告、256 ページに意見提出手続にか



けた区域案、251ページに市政だより、253から254ページにホームページに掲載したお知らせ、255ページには実施結果の公告、257から258ページには、提出された意見の概要と教育委員会の考え方の公表資料、259から260ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「四街道市立小中学校の通学区域の見直し」について説明いたしました。よろしく願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。ご質問はないようなので、手続きは適切であるということですのでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるといいたします。

次の案件についてご説明お願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊30ページ、資料No.9-1をご覧ください。「いじめ防止対策推進条例の制定」でございます。

本件については、26年10月7日に実施予定を審査いただいています。

本条例の制定趣旨としては、いじめ防止等の対策に関し基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境を整えることです。

実施対象とした根拠は、第6条第1項第2号です。

実施した手続としては、第7条第1項第1号の意見提出手続、3号の審議会等手続を行っています。

別冊31ページ、資料No.9-2をご覧ください。審議会等手続の実施状況シートです。

審議会等手続は、公募委員3名が含まれる「四街道市青少年問題協議会」が平成26年11月19日に開催され、26年11月14日に諮問、条例の制定について審議を行い、26年11月26日付けで答申を受け、12月8日に結果を公表しています。

263ページに実施結果の公告、270から276ページに、諮問書と答申書、264から269ページに審議会の答申意見と市の考え方の公表資料、277ページにホームページ掲載内容を添付しています。

別冊32ページ、資料No.9-3をご覧ください。意見提出手続の実施状況シー

トです。

意見提出手続の周知として、26年12月8日に公告をし、ホームページにお知らせを掲載しました。

意見提出期間は、26年12月9日から27年1月8日まで、31日間行いましたが、意見提出はございませんでした。意見がなかった旨を27年1月21日に公表しています。

279から280ページに実施公告、281ページに意見提出手続にかけた条例概要、282から284ページにホームページに掲載したお知らせ、285ページには実施結果の公告、286から287ページには、ホームページに掲載した公表のお知らせを添付しております。

以上、「いじめ防止対策推進条例の制定」について説明いたしました。よろしくお願いたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

奥野委員

いじめ対策というのは四街道市では今回初めてではないですよ。

事務局（黒岩）

条例としては初めてと認識しています。

奥野委員

いじめ問題はずっとあるけど、法令は初めてということですね。

事務局（黒岩）

具体的には、いじめ防止対策推進法が25年9月28日に施行されていて、県の条例が26年4月1日に施行されていますので、そのようなものを踏まえて制定に至ったことと思います。

石川委員長

手続きとしては適切であるということによろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

それでは、委員会としては、適切であるといたします。

以上で実施状況の評価については終了となります。

## 議題 2. 平成 26 年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（黒岩）

議題 2 の 4 件は、条例第 6 条第 2 項の各号に該当するため、市民参加手続の適用除外とした案件の評価でございます。なお、第 6 条第 3 項の規定により市民参加手続の対象としないことを決定したものについても公表するものとなっております。

最初に、別冊の 33 ページ、資料 No. 10-1 をご覧ください。

「四街道市税条例の一部改正」でございます。

本件は、条例第 6 条第 1 項第 3 号の規定に該当するため、市民参加手続の対象となるものでありますが、第 6 条第 2 項第 3 号及び第 5 号に該当するため、市民参加手続の適用除外とするものです。

概要としては、地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税の均等割に係る資本金等の額、軽自動車税に関する税率等について改正をしたものです。実施しない旨を 27 年 3 月 24 日に公告し、27 年 6 月 11 日にホームページにも掲載しています。

290 ページに公告、291 ページにホームページ掲載内容を添付してあります。

なお、本件については、実施予定を委員会にて審議していない案件であるため、別冊の 34 ページに資料 No. 10-2 として添付しております。

なお、この取扱いとしては、平成 26 年度の最初の審議会では、平成 26 年度の市民参加手続の実施予定（追加）の評価という議題を設け、審議をいただいていたが、本来であれば、実施予定ですので、事前に皆様にお諮りするのが適当ではないかということで、議題の中に、既に終了した事業を予定として設定することが不適當ではないかと思ひまして、当然、今後は日切れ法案ですとか、3 月の年度末ぎりぎり改正されるようなものは仕方ないという現状はありますが、できるだけ他の案件については事前に皆様にこういう案件が実施予定として出されますということはお示したほうが良いのではないかと考えています。

ただ、今回については、実施予定ということで次第に設けるのではなくて、実施した状況のなかで、実施予定についても併せて審議いただくという方法をお願いできればと思います。

石川委員長

年度が過ぎてから予定を新たに入れるのも変な話ですので、今度は事前にこの

ような事業がありますと、ただ委員会をすぐに開ける状況ではありませんので、事前にお知らせをいただき、次回開催の委員会で議論いただきたいとのことですが、それで宜しいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

手続としては、適切であるということによろしいですね。

次の都市計画税条例についても同様でしょうか。何か独自に市が変えるということはないのですね。

事務局（黒岩）

先の税条例は、3号と5号にチェックが入っていましたが、こちら都市計画税条例は3号にチェックはありません。都市計画税については市町村裁量で定めることができるということがありまして3号にはチェックが付いてございません。

石川委員長

ということは、論議は別になりますが、現状では仕方がないにしても、市が独自に定めるものについては、やはり将来的には市民参加手続きの対象にすべきであるというのが審議会の意見でもありました。ただ、市側としては、今のところ賦課徴収その他のものとしては対象としないことをご理解いただきたいということで、やむを得ないとの折り合いをつけました。ということで11についてもよろしいでしょうか。次の案件よろしくお願いいたします。

事務局（黒岩）

次に、別冊の37ページ、資料No.12をご覧ください。

「四街道市介護保険条例の一部改正」でございます。概要は、第6期介護保険料の改定に関するものでございます。

本件は、条例第6条第1項第3号に該当しますが、その他金銭の徴収に関するものであり、第6条第2項第5号に該当するため、前回3月に開催いたしました本委員会で、適用除外としたものです。

適用除外とすることについて、27年2月19日に公告し、同日、ホームページにも掲載しています。

297ページに公告、298ページにホームページ掲載内容を添付してあります。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長

皆様いかがでしょうか。

田汲委員

四街道の高齢化率は相当高いと聞いていますがどれくらいでしょうか。

事務局（黒岩）

今、26%程であります。

田汲委員

近隣と比較するとどうでしょうか。

事務局（黒岩）

比較資料は準備しておりません。

田汲委員

介護保険料も高齢者が増えれば高くなるのでしょうか。四街道市は近隣よりも高いということでしょうか。

事務局（永易次長）

具体的な数値は持っておりませんが、四街道の介護保険料は実は比較的安いほうです。介護保険料の決定につきましては、先ほど審議いただきました介護保険の事業計画の中で、施設系のサービスや訪問系のサービス、通所サービスなどの量によって今後3年間でどれだけの介護サービスが必要になるか、それによって介護保険料が決まるので、四街道では最近、小規模多機能型の施設ができて、施設系の介護サービスが増えてきていますが、当初、介護保険サービスがスタートした時点で全国でも何番目かに高い介護保険料を設定したおかげで少し基金のほうにお金が残っていたことにより、それを取り崩したりして運用しているので、介護保険料そのものは比較的近隣よりも低い状況です。

田汲委員

いずれはどんどん高齢化が進めば近隣との差はなくなってしまうのでしょうかね。

事務局（永易次長）

最終的には、今後、極端に高齢化が進めば介護保険サービスを利用される方が増えれば当然に保険料のほうにも影響が出てくるものと思われれます。

石川委員長

手続きとしては適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるいたします。次の案件をよろしくお願ひします。

事務局（黒岩）

次に、別冊の 38 ページ、資料 No. 13 をご覧ください。

「四街道市手数料条例の一部改正」でございます。

概要は、建築基準法の一部を改正する法律による構造計算適合性判定制度の見直しに伴い、建築物の確認申請手数料等について、加算額の削除が必要なこと、また、住宅性能表示制度の見直しに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請において、申請者負担の軽減と認定事務の合理化等を図るため、住宅性能評価書を活用した場合の手数料の新たな設定でございます。

本件は、条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当しますが、その他金銭の徴収に関するものであり、第 6 条第 2 項第 5 号に該当するため、前回 3 月に開催いたしました本委員会で、適用除外としたものです。

適用除外とすることについて、27 年 2 月 25 日に公告し、同日、ホームページにも掲載しています。

301 ページに公告の写し、302 ページにホームページ掲載の写しを添付してあります。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

手続きとしては、適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるいたします。続いて議題 3 の実施予定についてご説明をお願いいたします。

### 議題 3. 平成 27 年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（黒岩）

実施予定（追加）の評価は、8 件でございます。

まず、別冊 39 ページ、資料 No. 14 をご覧ください。

「四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定」でございます。概要としては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、四街道市の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるもので

す。実施対象とする根拠は、第6条第1項第1号です。

実施する市民参加手続の方法としては、第7条第1項第1号の意見提出手続、3号の審議会等手続となります。

意見提出手続は、27年12月に実施予定となっており、審議会等手続は、公募委員3名を含む「四街道市まち・ひと・しごと創生推進協議会」が27年8月から適宜開催される予定となっています。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

金子委員

この協議会は新しい審議会でしょうか。

事務局（黒岩）

そのとおりです。

金子委員

総合計画に基づいて議論するのですね。

事務局（黒岩）

国の方針に基づいて、東京に人口が一極集中する中で、地域を魅力的な都市にするためには、やはり仕事をもっと作っていかねばならないというところで、市町村がそれぞれアイデアを出して戦略を立てていくという、簡単に言ってしまうとそのような内容になります。

田汲委員

こちらについても市政だよりに情報を掲載したうえで、意見提出手続を実施するんですよね。

事務局（永易次長）

この案件につきましては、日程を見ていただくと分かりますように、最終的な手続であるパブリックコメントでも12月に予定してしまっていて、1月くらいまでに策定するスケジュールでないと、国のスケジュールに間に合わないということで、もしかすると新たに設置する協議会、この協議会の中に産官学勤労言ということで各分野の方が集まっていいただいて、ここで出来上がったものをパブリックコメントにかけるようになっています。時間的な制約もあり、もしかすると

丁寧に手続きを実施しきれないかもしれません。一応、担当課には全段階でもっと手続きをしてもよいのではと伝えてはあります。

石川委員長

手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしの場合)

それでは、委員会としては、適切であるといいたします。次の案件よろしく願いいいたします。

事務局（黒岩）

続いて、別冊40ページ、資料No.15をご覧ください。

「四街道市使用料条例の一部を改正する条例」でございます。概要としては、第7次行財政改革推進計画を踏まえた受益と負担の適正化を図るための使用料の見直しを行うものです。実施対象とする根拠は、第6条第1項第3号です。

条例の施行時期は、28年4月でございますが、改正条例により見直される使用料は、その他金銭の徴収に関するものであり、条例第6条第2項第5号に該当するため適用除外とするものであります。ご審議の程願いいいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたら願います。

手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるといいたします。

資料No.18までは適用除外の案件であるため、一括して審議できればと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

資料No.19は法令により実施の基準が定められているものですね。一つとんで資料No.21をご覧ください。21についても5号が入っているということで同じですね。では、適用除外の案件、16、17、18、19、21、この案件については適切であることによろしいですか。

(異議なしとの声あり)

では、委員会として、これらの案件については適切であるといいたします。残り20番だけ説明してください。

事務局（黒岩）

別冊の45ページ、資料No.20をご覧ください。



「四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定」で  
ございます。

概要としては、26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創  
生総合戦略」において、27年度の取組みとして「第3子以降を保育所等の優先  
入所の対象とすることを検討、課題を抽出する」ことが定められたことによる優  
先事由の改正を行うものです。実施対象とする根拠は、第6条第1項第6号です。

実施する市民参加手続の方法としては、第7条第1項第1号の意見提出手続と  
なります。

実施予定は27年10月となっています。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。  
手続としては、適切であるということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、委員会としては、適切であるいたします。以上で本日の審議は終  
了になりますね。それではその他について事務局お願いいたします。

#### その他報告．平成26年度 市民提案手続の実施状況について

311ページをご覧ください。

市民提案手続につきましては、市民参加条例第13条に基づき、毎年度2回、  
期間を限り実施するものとなっております。提案が提出された場合は、市民提案  
の概要を公表し、提案代表者等と協議の上、提案内容について検討し、検討結果  
を提案代表者に通知するとともに公表することになっています。

平成26年度は、第1回目として7月16日から8月15日まで、第2回目と  
して12月16日から27年1月16日まで市政だよりとホームページなどによ  
り提案を募集しましたが、提案はございませんでした。

以上簡単でございますが、平成26年度市民提案手続の実施状況について報告を  
させていただきました。

石川委員長

ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

田汲委員

質問ではありませんが、市民提案手続が20人の理解を得られないと提出でき  
ないようになっています。あの条件をもう少し下げられればいいのかも  
しれませんね。

神委員

人数を少なくするということですね。

石川委員長

条例の見直しの際に意見を出すということによろしいでしょうか。

今回の諮問事項の中には、条例の見直しは入っておりませんので、それはまたの機会ということでお願いできればと思います。諮問に係る事項及び報告事項については以上で終了いたしました。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それから議事録の調整につきましては、委員長にご一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、議事録及び答申文につきましては一任をいただきました。以上で本日の議事は終了いたしましたので、事務局にお返しします。

事務局（永易次長）

担当から報告事項がございます。

事務局（黒岩）

2時間にわたりご審議どうもありがとうございました。

先ほども少しお話をさせていただきましたが、今後、実施予定が担当課から提出されるものもあろうかと思えます。本来であれば年度当初に提出されるべきものも今後提出される可能性も残念ながらありまして、提出された時点で委員会を速やかに開催できれば良いのですが、どうしても事後的な報告にならざるを得ないケースもございますので、委員会を開催する前に、シートを担当課に作成してもらいまして、それを皆さんにメール等でご提供させていただいて、次回の委員会の席で実施予定についてご審議をいただきたいと思えます。もしかすると事前に若干これはというものがあれば、ご意見がございましたらお出しになっていただくこともあって良いのではないかと考えています。その取扱いについては後日整理をさせていただきたいと思えます。それがまず一点目で、二点目としては、実は今日の時点で追加の案件が出されておりました、その中には9月議会に上程するような案件もございます。ただ、委員会の予算自体が、足りなければ最終的には補正予算で対応すれば良いのかもしれませんが、本年度、3回まで委員会が開催できる予算を確保しております、その中で、12月議会でマイナンバーの法律の関係で色々な条例や規程が改正される可能性が出てきている中で、どうしても9月議会に上程する案件などがあるのは分かっているのですが、できれば第2

回目を10月ないし11月くらいの秋口に開かせていただきまして、その席で9月議会に上程した案件についても事後報告になりますが、皆さんにご意見をいただくような流れをとらせていただきたいというご相談です。

田汲委員

審議すべき案件はたくさんあるのでしょうか。

事務局（黒岩）

9月議会に上程する案件はそれほど数がないのではないかと思います。ただ、恐らくマイナンバーの方は色々な仕事に絡むものですので、かなり関係条例、規則などの見直しがあるのではないかと思います。今時点では何件あるかは申し上げられませんが、恐らく12月に上程するのであれば、10月半ばくらいには内部の例規審査等かけるようになりますので、9月末から10月上旬くらいまでには担当課から実施予定を提出いただくことは可能ではないかなと思っています。

石川委員長

いずれにしても、予定はあるがまだ案件は確定していないという状態ですので、今の時点ではその程度でよろしいのではないかと思います。

金子委員

マイナンバー制度というのは市民参加に関係あるのでしょうか。つまり、市民の意見を聴いてマイナンバー制度を独自に運用することができないのでないでしょうか。

神委員

そうではなくて、マイナンバー制度に関連性のある条例などの見直しの可能性があるということです。

事務局（黒岩）

市民の権利義務に関係する条例や実施基準を定めた規程などの見直しの可能性があります。

金子委員

ただ、審議会での審議は必要ではないですね。

神委員

マイナンバー制度自体のことではなく、マイナンバーに関わった条例等の改正について、この審議会でも市民参加手続きの審議を行うということですよ。

石川委員長

条例で、四街道市としては、マイナンバー制度をこのように使いたいと、それは国の提示しているものと違って、四街道市として独自にこのような使い方をしたいということになれば、新しい条例を制定する可能性もありますよ。

神委員

または、今も定められている市民の権利義務について改正せざるを得ないというか、そのような部分が出てきたときに、それはマイナンバー制度の方の運用として許可できるものかとか、そういう意味ではみる必要性があるかもしれません。

石川委員長

個人情報保護の観点ですとか、色々検討しなければならないことが出てくるかもしれませんね。

神委員

どういうことに使って良いとか。

権名委員

リスクを負うものなので、市民の皆さんにはその状況を分かってもらわないといけないところがあります。

石川委員長

セキュリティをどうすれば良いかというのは大変難しい問題です。番号が他人に分かってしまうと大変な問題になってしまいます。成りすましもできてしまいますからね。

金子委員

市民の方々が集まって、ここで審議している案件のように、審議して色々な意見を言える場があるのかどうか聞いたかったです。

権名委員

使い方についてはあると思いますよ。制限など市民として、ここは使ってほしくないなどの。

金子委員

市としてもパブリックコメントを求める機会もあるということですね。

事務局（永易次長）

正直いって、マイナンバー制度の導入について、どこまで市民参加を行っていいかというのが見えていないところもございます。ですから担当の方から今説明がありましたように、マイナンバー制度の導入に伴いまして、関連条例等の改正が出てくるのではないかと事務局で考えておりますので、例規改正などの情報をなるべく早く事前に把握して、市民参加手続が必要であるということであれば皆様のほうに先ほど言いましたように事前にできるだけこういう手続でやりたいということをお知らせします。そして、会議を開催する暇がない場合については、事前に個別に意見をうかがうようになるのか、最終的には事後報告になるかもしれませんが、秋口、12月議会に向けましての会議を開くところで一括の審議をさせていただくことになるかもしれません。

石川委員長

分かりました。

事務局（永易次長）

すみません。今の時点でどれくらいの条例改正等、影響が出てくるかはっきりしていませんので。

石川委員長

ということでご了解いただければと思います。

事務局（永易次長）

それでは、以上で本日の市民参加推進評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。